

再生医療等評価部会の設置について

1 設置の主旨

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に規定する再生医療等技術の範囲、再生医療等技術のリスク分類及び再生医療等提供基準について、最新の知見を取り入れつつ、検討を行うとともに、第一種再生医療等の再生医療等提供基準への適合性の確認や再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の情報の評価分析を行うものである。

2 部会の検討事項

- （1）再生医療等技術の範囲
- （2）再生医療等技術のリスク分類
- （3）再生医療等提供基準
- （4）第一種再生医療等の再生医療等提供基準への適合性の確認や再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の情報を評価分析
- （5）その他

3 部会の構成

細胞生物学、再生医療、細胞培養加工、法律、生命倫理、生物統計等の専門家及び患者代表等を委員として参集する（おおむね20名程度の委員を予定。）。